

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 2 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530059

研究課題名(和文)電気通信産業における事業法規制と競争法規制の相互作用

研究課題名(英文)The interaction between competition law and sector-specific law in telecom industry

研究代表者

武田 邦宣(Takeda, Kuninobu)

大阪大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：00305674

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：研究開始時、日米欧を問わず、電気通信産業における事業法と競争法との関係について、関心が高まっていた。同問題につき、米国最高裁と欧州司法裁判所は、全く異なる判断を下したからである。米国最高裁は、事業法が存在する場面において、競争法の役割は小さいとし、欧州司法裁判所は、事業法が存在する場面においても、競争法の役割は大きいとした。両判決が結論を分けた大きな理由は、事業法規制に対する信頼の相違であった。本研究は、事業法規制に対する信頼が競争法の適用方法に影響を及ぼすとの問題関心の下、競争法違反行為における事業法規制の作用、競争法違反行為を抑制するための実効的な事業法規制のあり方について研究した。

研究成果の概要(英文)：There was a big dispute about the interaction between competition law and sector-specific law in telecom industry. On the one hand, U.S. Supreme Court held that the role of antitrust law was little where a sector specific regulation was in force. On the other hand, EU Court of Justice held that the role of competition law was still large even where a sector specific regulation was being enforced. I have studied the reason of this divergence. Especially, I focused on the Justice Breyer's reasoning in U.S. Court's rulings. Justice Breyer thought that the role of antitrust law got smaller where public utility regulation was enforced, but he did not think that the former role was never diminished. He only deployed cost-benefit analysis when considering to apply antitrust law.

研究分野：経済法

キーワード：経済法 事業法

1. 研究開始当初の背景

(1) プライススクイズ

わが国の NTT 東日本事件は、排除型私的独占行為について、初めて最高裁の判断が示された事例である。これは、上流市場においてボトルネック設備を有する電気通信事業者が、下流市場において競争者を排除するというものであった。

プライススクイズとも呼ばれるこのような競争者排除行為 (EU ではマージンスクイズと呼ばれる) を、①上流市場における取引拒絶を基本として整理するか、又は②下流市場における廉売を基本として整理するかについて、学説上の対立がある。

実は、同様の議論が、欧米でも活発になされている。EU では①上流市場における取引拒絶を基本とした判決 (Deutsche Telekom 事件など) が下される一方、米国では②下流市場における廉売を基本とした判決 (Linkline 事件など) が下されている。

わが国の最高裁はいずれの立場にも道を開くようにも見えるが、適当であろうか。適当でないとして、EU 法、米国法いずれの立場を採用すべきであろうか。

(2) 事業法規制に対する信頼と競争の適用

また、プライススクイズの規制に対する EU および米国の規制態度の違いには、電気通信産業における事業法と競争法との関係に関する立場の相違が存在するようである。

欧州司法裁判所は、事業法が存在する場面においても、競争法の役割は大きいとする。他方、米国最高裁は、事業法が存在する場面において、競争法の役割は小さいとする。ここでは、事業法規制に対する信頼の相違が現れている。

わが国の最高裁は、事業法の存在ゆえに競争法の適用を除外するとの立場を取らず、この点、EU により近い立場を採用するよう見えるが、本来、どのような立場を採用することが適当なのであるか。

以上のような問題関心をもって、本研究を開始することになった。

2. 研究の目的

本研究は、まず、プライススクイズと呼ばれる競争者排除行為について、①上流市場における取引拒絶を基本として整理するか、又は②下流市場における廉売を基本として整理するか、いずれが適当であるかを検討することを目的とする。

また、電気通信産業のような規制産業において、事業法規制に対する信頼が競争法の適用方法に影響を及ぼすとの問題関心の下、①競争法違反行為における事業法規制の作用、②競争法違反行為を抑制するための実効的な事業法規制のあり方を研究することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 研究の方法

本研究の方法は、徹底的な比較法研究である。米国法、EU 法それぞれについて、事業法にかかる制度分析を行なった上で、判例法の分析、学説の分析を行なうことを、その方法とする。研究期間内において、米国法、EU 法それぞれについて、次の事項について検討を行なった。

(2) 米国法の研究

米国法の研究では、次の3点について分析を行なった。

第一に、事業法の分析である。米国における事業法は、1996 年法である。1996 年法は、ブロードバンド競争が本格的に展開する以前に作成されたものであった。そのために FCC は 2005 年のブロードバンド指令において、ブロードバンドを「電気通信サービス」ではなく「情報サービス」と分類して、ブロードバンドに対するオープンアクセス義務を免除している。次に見る学説からの批判 (過少規制の批判) の検討等、米国の電気通信産業における事業法と競争法との関係を考える際には、このような事業法の規制態度を知る必要がある。中立性の議論に見られる、コモンキャリア規制復活 (規制強化の揺り戻し) の動きも追った。以上の作業は、次の2つの作業の前提となるものであった。

第二に、判例法の分析である。米国では、Trinko 事件 (540 U.S. 398 (2004)) において、電気通信産業における事業法規制と競争法規制の関係につき、一定の解釈が示された。それは実効性ある事業法規制が存在するならば、競争法規制の役割は小さくなるというものである。同判決を契機に、事業法と競争法の適用関係にかかる米国判例法は大きく変化したと言われる。電気通信産業以外の産業ではあるが、同じく最高裁判決である Credit Suisse 事件 (551 U.S. 264 (2007)) においても、そのような謙抑的立場が支持されている。これら判例法の展開を精緻に分析した。その際には、Trinko 事件で示された規制費用の議論という制度的視点だけでなく、「黙示の適用除外」といった、事業法と競争法の調整にかかる伝統的な法理論との関連に注目した。

第三に、学説の分析である。事業法規制分野での競争法適用に謙抑的な態度を示す判例に対して、過少規制の懸念から、学説は概ね反対の立場をとっている。たとえば、米国反トラスト法学界において最も有力な研究者の一人による、H. Shelanski, *The Case for Rebalancing Antitrust and Regulation* (2011) は、米国反トラスト法による過少規制を論じる最近の代表的著作である。これら学説を丁寧に分析した。

(3) EU 法の研究

EU 法の研究では、次の3点について分析

を行なった。

第一に、事業法の分析である。EUにおいては、1998年以來、垂直統合企業に規制を課すことにより、市場の自由化、単一市場の完成を進めている。2002年の改正を経て、現在は2009年の第三次フレームワークに基づく規制改革の段階にある。EUにおける規制改革では、機能分離等、垂直分離にかかる政策オプションが詳細に議論されてきた。そのために「投資の階段」理論といった、垂直分離を支える理論研究も進展している。これら事業法改革の動きをつぶさに検討することは、次の2つの作業の前提となるものであった。

第二に、判例法の分析である。EUでは、Deutsche Telekom 事件 (Case C-280/08 (2010)) において、電気通信産業での事業法規制と競争法規制の関係につき、欧州司法裁判所による解釈が示された。同事件では、上流市場におけるアクセス料金について、関連規制と関連規制官庁の承認プロセスを経て決定されたにも関わらず、EU競争法102条における「濫用」行為が認定された。さらに、Telefonica 事件 (Case COMP/38.784) において、委員会は、アクセス拒絶の違法性判断基準を、「102条の適用にかかるガイドライン (ガイダンス)」で示したものよりも緩和した。これは単独の取引拒絶について、厳格な規制を電気通信事業者に及ぼすものと理解されている。

第三に、学説の分析である。論調は米国とは反対であった。事業法規制分野での競争法適用に積極的な態度を示す判例に対して、過剰規制の懸念から、学説は概ね反対の立場をとっている。たとえば、EU競争法学界において最も有力な研究者の一人による、D.Geradin, Refusal to Supply and Margin Squeeze: A Discussion of Why the Telefonica Exceptions are Wrong (2011) は、EU競争法による過剰規制を論じる最近の代表的著作である。これら学説を丁寧に分析した。

4. 研究成果

研究成果の概要は、3の研究目的において、研究の柱ごとに述べたとおりであるが、少なくとも米国において、電気通信産業におけるスクイーズの規制に先立ち、電力産業におけるスクイーズの問題が存在し、そして、電力産業における競争法の適用に対する一定の慎重な立場が、電気通信産業における競争法の適用に慎重な立場を有する米国最高裁の思想的背景にあることを示し得たことは、一つの大きな成果であった。

すなわち、LinkLine 事件最高裁判決は、反トラスト法によるスクイーズの規制に消極的立場を示す訳であるが、その背景には、Trinko 事件最高裁判決でも示された、事業法規制が存在する場面での反トラスト法適用に対する消極的立場が存在する。それら現在の最高裁判決の源流に、Town of Concord 事

件があると考えられる。

linkLine 事件最高裁判決において、Breyer は、同意意見を執筆する。そこでは、自身による Town of Concord 事件を引用して、「競争制限効果を抑制し解消するための事業法規制が存在する場合には、反トラスト法適用の費用は便益よりも大きくなりそうである」との考えを示している。ここに現れるように、Breyer は、反トラスト法の画一的な適用除外を認めるものではなかった。

米国反トラスト法については、しばしば事業法規制が存在する場合には反トラスト法の適用が画一的に排除されるとの理解も示される場所である。しかし米国法を子細に検討すれば、必ずしもそうとは言えないのではないかと、事業法規制と競争法規制とは補完的であるというのが米国の考えにあるのではないかと、そうだとすれば、わが国において事業法規制が存在する場面でのプライススクイーズの規制に理解を示す最高裁の立場も説得力があるのではないかとという視点を、本研究では示すことができた。

その他、本研究は競争法の原理的問題を扱うものであり、プライススクイーズという独占問題に限定されることなく、企業結合規制、カルテル規制と幅広い分野について、研究業績を公表することができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計8件)

①武田邦宣、欧州競争法における不可欠施設理論、日本エネルギー法研究所月報、査読無、2014年10月号、2014、pp.1-3

②武田邦宣、航空市場における企業結合規制、公正取引、査読無、767号、2014、pp.19-27

③武田邦宣、企業間コミュニケーションとカルテル合意の立証、根岸哲先生古稀祝賀『競争法の理論と課題』(有斐閣)、査読無、2014、pp.109-124

④武田邦宣、プライススクイーズの規制、舟田正之編『電力改革と独占禁止法・競争政策』(有斐閣)、査読無、2014、pp.315-328

⑤武田邦宣、EUにおける電力市場改革、阪大法学、査読無、62巻6号、2013、pp.1-20

⑥武田邦宣、企業結合規制における定量的評価と定性的評価、日本経済法学会年報、査読無、33巻、2012、pp.42-61

⑦武田邦宣、最近の主要な企業結合規制事例の研究、公正取引、査読無、739号、2012、pp.10-16

⑧武田邦宣、私的独占における排除行為（東日本電信電話事件）、別冊ジュリスト・23年度重要判例解説、査読無、2012、pp.252-253

〔図書〕（計3件）

①金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄・武田邦宣他6名、『独占禁止法（第5版）』（弘文堂）、査読無、2015、pp.191-255

②土田和博・栗田誠・東條吉純・武田邦宣、『条文から学ぶ独占禁止法』（有斐閣）、査読無、2014、pp.52-75、94-128

③川濱昇・武田邦宣・和久井理子他6名、『論点解析経済法』（商事法務）、査読無、2014、pp.1-281（共著）

6. 研究組織

（1）研究代表者

武田 邦宣 (TAKEDA Kuninobu)

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00305674